



ミャンマーの法定最低賃金の維持および特別手当の増加

2024年8月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所
代表弁護士（日本法）：佐野 和樹

1 はじめに

ミャンマーにおいて、2024年8月に通達により、企業が法定最低賃金に上乗せして支払わなければならない特別手当を引き上げたと発表しており、その内容につき、概説させていただきます。



2 法定最低賃金の維持および特別手当の増加

ミャンマーにおいて、全国最低賃金委員会（the National Committee for Setting the Minimum Wage）は2024年8月9日に通達となる Notification No. 1/2024（以下「本通達」という。）を公表し、企業が法定最低賃金に上乗せして支払わなければならない特別手当を1日当たり1,000チャットから2,000チャットに引き上げたと発表した。

法定最低賃金は日額（8時間労働）4,800チャット（時給600チャット）で据え置かれており、法定最低賃金に特別手当を加算した支給額は日額6,800チャットとなった。総支給金額が増加したため、実質的な最低賃金の増額といえる。

3 法定最低賃金および特別手当の経緯

現行の法定最低賃金4,800チャット（日額）は、場所や職種に関係なく全ての労働者を対象に2018年5月に3,600チャットから引き上げられていた。

法定最低賃金は最低賃金法に基づいて2年ごとに最低賃金額を変更することができる制度になっているが、本通達では法定最低賃金自体に変更はなく、4,800チャットとして2018年から据え置かれている。

他方、2023年10月から支給を義務化した特別手当1,000チャットを本通達により2,000チャットに増額している。

その結果、2024年8月1日より、法定最低賃金4,800チャットと特別手当2,000チャットの合計6,800チャットを受け取る権利が与えられることとなった。

なお、従業員数が10人未満の零細企業や家族経営の企業などは、特別手当の支給義務が免除されている。

4 公務員向け特別手当

特別手当は、公務員向けにも付与されている。2024年7月26日には、公務員向けに2023年10月から月3万チャットを基本給に上乗せして支給してきた特別手当を6万チャットに増額していた。定年退職した職員にも毎月3万チャットを支払う旨、併せて公表されている。

5 特別手当増額の背景

本通達による特別手当の増額により、2018年から据え置かれていた最低賃金が、1年間に2度、実質的に増額されたと言える。マーケットでのチャットの価値は2021年2月1日のクーデター前から5分の1未満まで下がっており、今後も引き続き下落するおそれがある。法定最低賃金が6年前から据え置かれているにも関わらず、チャットが下落しており、このことは実質賃金の低下を意味している。また、チャットの下落に伴い、ガソリン価格をはじめとする物価上昇は著しく、生活に困窮した公務員や市民の不満を抑えるため特別手当を増額したものと推測される。

通貨安、輸入規制など事業活動に困難な状況が続いているが、今後の動向に注意が必要となる。

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・本資料は2024年8月16日時点の情報に基づき作成しています。
- ・今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

〈著者〉



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）
ミャンマー・マレーシア統括

2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で3年間勤務。2016年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー拠点代表として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal